

子どもの虐待早期発見のためのリスクアセスメント 解説シート（初版）

「虐待」について

A 虐待の程度：生命の危険あり、重度虐待、中等度虐待、軽度虐待、虐待の疑いあり

生命の危険・重度：入院あるいは治療が必要なもの。ネグレクトでは長時間放置する。

頭部外傷 / 乳幼児を投げる、頭部を殴る、逆さに落とす、ゆさぶる...

胸腹部外傷 / 胸部や腹部を蹴る、踏みつける、殴る...

その他 / 高度な火傷、溺れさせる、異物を飲ませる、布団蒸しにする...

中度：跡が残る、ひっかく、噛む、火傷...

受傷の部位： 生命の危険・重度 / 顔面、頭部、頸部、胸腹部、性器（心の傷が大きい）

中度・軽度 / 臀部、背部、上下肢

不自然な傷：タバコを押しつけられたような傷や、針でつつかれたような傷など。

手指・道具を使った跡：平手打ちをしたり、つねられたような跡、布団叩きや棒状のもので叩かれた跡など。

B 受療の態度：拒否的・非協力的

予防接種を受けさせていない、養育者が服を脱がせたがらない、または子どもが脱ぎたくない...

C 虐待歴および継続：入院や施設入所がはっきりしなくても、それが疑われる場合を含む。

虐待が繰り返されている場合。ネグレクトの場合には常習性に該当。

ややあてはまる：常習的でなく、衝動的な加虐行為であり回数や頻度は多くない。

D 性的虐待：性的虐待が疑われる場合

調査者が積極的に意識しない限り、性的虐待は発見されにくいものである。

身体的虐待などの調査中に、子どもの話から性的虐待が明らかになることがある。

養育者がポルノグラフィや性行為を子どもに見せることも含まれる（身体的接触のみとは限らない）。

「機関介入」について

A 協力態度：関係機関介入への拒否が強い場合

居留守をしたり、電話に出ない。機関介入を拒否し、会話が出来ない、親と接触困難、家に入れようとしな
い。凶器を持って脅かす場合もある。

B 情報：関係機関からの情報、また近隣者からのある程度の信憑性のある情報。

物音（物を投げる、たたきつける...）、泣き声、大声や怒鳴り声、極端に不衛生な住居、子どもの登校時の様
子など。

「子ども」について

A 身体的状態：子どもの身体的な状態や症状

慢性の持病がある（アトピー、喘息など）、未熟児のためなどの障害が残る、虐待の結果からくる頭痛・腹痛
など。

ややあてはまる：虐待のためかどうかは判らないが、頭痛や腹痛をしばしば訴える。

B 精神的状態：不安・恐れ、鬱的な症状

学力不振、攻撃的、悪夢、遺尿、異食、過食、無気力、無感動など。

C 日常生活：子どもの衣食住が満足でなく、不衛生な状態のままに放置。

朝食を摂って登校・登園しない、異常なくらいにおかわりをするなど。

D 気になる問題行動：非行・犯罪

爪を噛む、指をしゃぶる、チック、手洗い、抜毛、強迫的に確認を繰り返すなどの異常な習癖行動。

E 意志・気持ち：親への感情・態度、友達関係

養育者の機嫌を窺う、養育者からの圧力、養育者を恐れている。

生き物をいじめる・殺すなどの通常では想像できない感情や行動。

「養育者」について

A 精神的状態：心理・精神面の様子、ストレス

育児不安（夫の協力がいない、子どもが夜泣きする、子どもが病弱であるなど）や夫婦不和などがある。

B 成育環境：被虐待歴、性格傾向

子ども時代に身体的虐待やネグレクト、性的虐待、心理的虐待を受け、親との関係がよくない。

親から可愛がられなかった想いがある（子どもとの接し方がわからない）、自分の親を恨んでいるなど。

過度な神経質、衝動性、未熟性、攻撃性、短絡性、顕示欲、内向的性格、うそつき（言うことがよく変わる）、感情的に行動する、偏見視が強いなど。

C 社会的環境：地域とのつながり、対人、援護者の有無、孤立や過干渉

友達がいない、子どもの世話をしてくれる代わりの人がいない、実家に頼れないなど。

頻繁な転勤や転居で地域社会との接点を持つのが困難。

D アルコール・薬物等：中毒、依存

人格が変わる（暴力的になる）、夢中になると自己中心的になるなど。

E 子どもへの感情・態度：親と子のかかわり、信頼関係、コミュニケーション

産まなければよかった望まれなかった子、子どもが親を馬鹿にしているという被害妄想を持つなど。

「家庭環境」について

A 夫婦問題：夫婦不和、夫婦間のコミュニケーション

家出や失踪、嫉妬妄想、夫婦の役割期待の不一致、家庭内別居、シングルマザーなど。

B 経済問題：借金、就業状態

自己破産（カード、サラ金など）、失業中、就業意欲がない、生活保護に依存、収入が安定しないなど。

C 生活・家族環境：住居、家族構成、年齢差、祖父母の存在

劣悪な住居条件、安全でない状態、養育者や近親者に犯罪歴がある。

子どもに好ましくない影響を与える宗教や信条、内縁の夫・妻、連れ子の再婚。

年齢差による子育ての価値観の相違、高齢出産のため育児困難など。

祖父母の要介護、祖父母との対立や過干渉、祖父母から育児サポートや助言を受けられないなど。

「養育態度」について

A 虐待の自覚：しつけ・体罰の認識

しつけには体罰が必要と信じ込んでいる、子どもの問題行動に対して体罰でしか対応できない、

体罰の認識がない、虐待行為の正当化、母性や父性の欠如など。

B 養育の意欲・能力：親の養護能力

養育能力はあっても意欲がない、能力はあるが不安定になると意欲が失せる、アルコールが入ると適切な養育ができない、食事を作れない・作ろうとしない、育児に関心がないなど。

親の知的能力が低いために養育が困難な状態。

養育者自身の病気による育児能力の低下。

C 養育知識・経験：未熟な親、期待過剰

「1歳半にはおむつがとれ、2歳では自分のことを一人で出来る」などと決めつけている、

情報の過多により子どもを型にあてはめようとする、親の仕事を子どもに押しつける、

子どもが泣いていても対応の仕方が分からない、または泣いていることに関心を持たない、

夜遅く連れ回すなど親の生活習慣に無理矢理に合わせさせるなど。

「リスクアセスメント（初版）」の作成にあたって、「子どもの虐待防止コンサルテーションチーム・くまもと」と「大津町子育て応援団推進事業：児童虐待予防プログラム Ouan's（オーエンズ）」の協力を得たものである。